

食安輸発0314第1号
平成26年3月14日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

基準値改正が検討されている食品の取扱いについて
(ベトナム産ピーマン（パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。）及び
その加工品（簡易な加工に限る。))

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、ベトナム産ピーマンから複数回にわたり、基準値を超えるジフェノコナゾールが検出されました。

については、別途通知※するまでの間、ベトナム産ピーマン（パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）の輸入届出がなされた際は、輸入の都度、輸入者に対してジフェノコナゾールに係る自主検査を指導するようお願いします。

また、「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号（最終改正：平成26年3月10日付け食安輸発0310第3号）の別表第2及び別表第3からベトナム産ピーマン（パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。）のジフェノコナゾールの項を削除するので、御了知の上、対応方よろしくお願いします。

※ ピーマンのジフェノコナゾールに係る基準値については、現在、その改正が検討されていることから（現行基準値：0.01ppm（一律基準）→改正後基準値案：2ppm）、直ちに検査命令を発動せず、当該検討状況を踏まえて、今後、別途通知する予定である。